

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2004.4.14(水)
No. 5 8

初任研の 改善を要求

さいたま市教職員組合
(市教組)は、年度末の三
月一九日、さいたま市教育
委員会望月教職員課長、宮
田主任管理主事、野本さい
たま市教育研究所長(当
時)、山下主幹と勤務時間
問題と初任者研修の改善に
ついて市役所内で交渉を持
ちました。

指導案作成 は縮減する 研究授業は 減らす

年間多い初任者は五九本の
指導案を作っていました。が、
市教委は「縮減する」と言明
しました。また学校での研究
授業は「質を高めるようにし

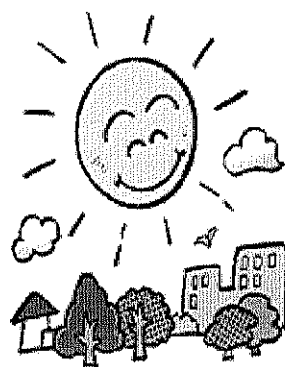
回教を縮減する」と回答しま
した。今年度は一二回から七
回に削減されました。また、
初任者が担任する学年で行わ
ない教科の研究授業は強制し
ていないことも確認しました。
所属校で強制と受け止められ
るような事態があれば問題で
す。各職場の分会は抗議しま
しょう。

宿泊研での 八時間を超 える拘束は 問題

キャンプ アイアー参 加は自主的 ・班長会は 改善する

埼玉県は二〇〇四年度初任
者の宿泊研修の中止を決めま
した。さいたま市教委は「パ
スがチャーターできるので宿
泊研修を年2回行う」と回答
しました。

交渉の中で、キャンププア
イアー等の夜の行事は八時間
以上の拘束になることを指摘
しました。野本所長は「キャ
ンプアイアーは自主的な参
加」と言いましたが、初任者
には徹底されていないことを
指摘しました。所長は改めて
きちんと説明すると表明しま
した。



宿泊研のス ケジュールの 改善

休憩時間を 保障する・ 内容改善し ゆったりと

宿泊研修での講義時間が延
びても調整することなくすぐ

に次の抗議が始まり、休憩す
る時間や準備をする時間が無
いという問題では、「スケジ
ュールの中に、休憩の時間を
保障する」「ゆったりとした
内容とする」と言明しました。

「条件付き」 の発言はあつ てはならない

「条件付 き」、あつ てはならな い発言

初任者に対して何かと「条
件付きだから」と話す指導者、
初任研関係者がいるという指
摘に対して、「あつてはなら
ないこと」「非常識な対応は
改める」と述べました。



勤務時間問題で交渉

初任者のつどいー春篇ー
日時 四月三〇日(金)一八時三〇分 会場 市民会館おおみや

勤務時間は八時間で終わる

職員会議や研修、教科等部会などを含め、勤務時間は八時間
で終了することを改めて市教委と確認しました。会議を続ける
かは教職員に諮る必要があります。

管理職は教職員の勤務時間 を把握する必要がある

厚生労働省が二〇〇一年四月六日と二〇〇二年二月一二日に
発した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置
に関する基準について」は「過重労働による健康障害防止のため
の総合対策について」は「学校現場にも適用されることが国会で
の質疑で確認されています。管理職は教職員の勤務時間を把握
し、記録しなければなりません。記録は三年間保管する必要が
あります。市教委は必要があれば改めて二つの通達を学校に通
知することを表明しました。市教組は早急に学校に通知するこ
とを強く要求します。

八時間を超えて勤務した時 はその週のうちに振替を

市教委は八時間を超えて勤務した場合は、その週のうちに振
替を行うのが原則であるが管理職と相談して欲しいと述べまし
た。県教委は割り振り変更の期間を該当する日の前四週後八週
から前四週後十六週へ改訂しました。この改訂をきちんと実施
するよう要求しましょう。

適正な勤務とは勤務の終了 十五分前に休憩を入れるこ とではない

市教委は今までも組合との交渉の席で「適正な勤務をお願い
している」と回答してきましたが、労基法の趣旨からして勤務
時間終了の十五分前やそれに類する休憩時間の割り振りは「適
正な勤務」とはいえないと言明しました。「(学校現場の)現
実を考えると難しい」とは市教委の話です。しかし、そう言っ
て現場に匙を投げていいのでしょうか。